

かいてき

便り

平成 21 年 1 月 1 日発行

第54号

最近の動向

「社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました」

報酬算定・運営基準のQ&A

「体験：『お試し』としてサービスは提供できるの？」

注意

「介護施設等への送迎用車両のシートベルト装着について」

「介護ベッド用すりすり等の重大事故に係る公表について」

「利用者の個人情報の秘密保持について」

お知らせ

「指定更新通知書及び指定更新申請書を発送しました」

「介護支援専門員等対象の研修会について」

事業者の皆様、新年おめでとうございます

今年は、第4期の介護保険事業計画がスタートし、介護報酬が改定される年です。今回の介護報酬改定においては、介護従事者の処遇改善を主眼として、介護保険制度が始まって以来、初のプラス改定となる予定です。

都は、国に対して、2回にわたり大都市東京で深刻化する人材不足の打開に向けて、介護報酬について賃金等の地域差を適正に反映すべきとの提言を行ってきました。また、事業者団体も、介護報酬改定に向けた署名、要望活動を展開してきました。これまでの我々の主張が一定認められ、取組の成果があったものと評価できます。

さて、この間、介護給付費分科会で各委員から、介護報酬の引き上げが介護従事者の処遇改善に結びついたかどうか、検証すべきであるとの意見が出されています。このことについては、「介護従事者の処遇等に関する情報の公表の推進については、事業者が自主的、積極的に取り組むことが期待される」という方向性が示されています。

保険料を負担する国民から見れば、今回の介護報酬改定によって、報酬改定率と同率で保険料負担も上がる訳ですから、目に見える形で処遇改善に結びついたということが明示されなければ、何のための保険料値上げかという声が当然起こってきます。同時に、利用者にとって、保険料に加え、利用者負担も上がるわけですから、サービス向上に結びつかなければ納得できないでしょう。事業者としての説明責任が求められてきます。胸を打って、従事者の処遇改善とサービス向上につながりましたと説明できる取組をお願いします。

東京都福祉保健局高齢社会対策部長 狩野 信夫

社会保障審議会介護給付費分科会が開催されました

最近の動向

平成21年度介護報酬改定に関する審議報告(案)が示されました。主な内容は次のとおり

改定の主旨

- * 介護従事者の処遇改善に資するよう、利用者が質の高いサービスを安定的に利用できるようにすること
- * 介護従事者の処遇改善にできるだけ結びつけていくため、介護報酬による対応に加え、国は、雇用管理改善に取り組む事業主への助成、効率的な経営を行なうための経営モデルの作成・提示、介護報酬改定の影響の事後的検証など多角的な対策を講じ事業者における処遇改善を支援していくことが必要

介護従事者の人材確保、処遇改善

- * 夜勤業務など負担の大きな業務に対して的確に人員を確保する場合に対する評価
- * 介護従事者の専門性等のキャリアに着目した評価等

医療との連携や認知症ケアの充実

- * 医療から介護保険でのリハビリテーションへの移行にあたり、医療と介護の継ぎ目の無い効果的サービス利用の観点から評価の見直し
- * 訪問看護の充実等の評価の見直し
- * 認知症行動・心理症状への緊急対応や若年性認知症の受入れへの評価等

効率的なサービスの提供や新たなサービスの検証

- * 事業の運営の効率化を図るため、サービスの質の確保を図りつつ、人員配置基準等の見直しを行う例)・訪問介護事業所のサービス提供責任者の常勤要件・夜間対応型訪問介護事業所のオペレーター資格要件・小規模多機能型居宅介護の夜勤体制要件・介護老人保健施設の支援相談員の常勤要件等

【問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL03-5320-4595

「体験」「お試し」としてサービスは提供できるの？

報酬算定・運営基準のQ&A

「体験」「お試し」等の名目で、居宅サービスを無料で提供することは、「利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかった」として基準違反となる場合があります。「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」を再確認し、適正な事業運営を行なうようお願いいたします。

介護施設等への送迎用車両のシートベルト装着について

注意

今般、ある県の介護施設の送迎用車両がワゴン車と衝突し、車外に放出されるなどして3人の方が亡くなる事故がありました。自動車を利用者を送迎する施設・事業所におかれては、シートベルト装着の確認など、車外放出や車内衝突の防止対策をとられるようお願いいたします。

本件に関する警視庁からのチラシ(東京都介護サービス情報「利用者の安全確保にかかる注意喚起」に掲載)もご参照ください。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/syaryou/index.html

介護ベッド用手すり等の重大事故に係る公表について

注意

このことについて、厚生労働省老健局から注意喚起の事務連絡がありました。福祉用具の使用に際しては、安全性を確保する措置を講じ、事故防止の取組を一層徹底されるようお願いいたします。

詳細は、東京都介護サービス情報の「利用者の安全確保にかかる注意喚起」に掲載

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/tyuui/index.html

利用者の個人情報の秘密保持について

注意

平成20年12月、都内の介護老人福祉施設において個人情報の流出事実が発覚しました。運営に関する基準では、業務上知りえた利用者の秘密保持の義務、必要な措置を取る等が定められています。各事業所においては、秘密保持の取組、個人情報の保護を一層徹底されるようお願いいたします。

詳細は、東京都介護サービス情報の「新着情報」に掲載

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/shinchaku/index.html

指定更新通知書及び指定更新申請書を発送しました

お知らせ

平成15年7月1日に指定を受けた事業所・施設(介護保険課所管)については、指定更新申請書を12月下旬に発送しました。提出期限は、**平成21年2月2日**です。

指定更新申請書に印刷されている内容は、平成20年12月16日時点の審査完了データですので、申請書発行以降に印刷されている内容に変更等があった場合でも、変更届が提出されていれば問題ありません。

東京都介護サービス情報 > 事業者指定更新

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koshin/index.html)

【更新関係】 問い合わせ専用ファックス 03-5388-1425

問い合わせ専用メールアドレス ml-19kaigo-koushin@section.metro.tokyo.jp

介護支援専門員等対象の研修会について

お知らせ

「在宅介護における医療と福祉の連携の視点とは ~医療と福祉の連携による総合的支援を目指して~」をテーマに講演とシンポジウムを開催します。

日時;平成21年1月24日(土) **1月19日申込締切**

詳細は「東京都介護支援専門員研究協議会」ホームページをご覧ください TEL 03-3556-1541

(<http://www5d.biglobe.ne.jp/CMAT/>)